

○雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金交付要綱

平成25年5月9日

告示第48号

改正 平成28年3月18日告示第21号

平成30年3月30日告示第29号

平成31年3月26日告示第20号

(趣旨)

第1条 市は、市内中小企業者の経営の合理化及び施設等の整備を促進するため、中小企業者が行う施設又は設備を整備するための資金の借入に伴う利子に対する助成を行うことにより、当該中小企業者の負担を軽減し、もって市内中小企業者の振興発展に寄与するため、予算の範囲内において雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、補助金の交付については、雲仙市補助金等交付規則(平成17年雲仙市規則第42号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 取扱金融機関 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)に基づく株式会社日本政策金融公庫をいう。

(3) 設備投資 次に掲げるもので、雲仙市内において行うものをいう。

ア 店舗、工場、倉庫又は事務所の新設若しくは増改築又は取得

イ 機械又は備品の取得

(4) 設備資金 中小企業者が経営のための設備投資に必要とする資金をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この告示による補助金の交付の対象になる者は、市内に住所又は主たる事業所(法人にあつては登記簿上の本店所在地)を有し、引き続き1年以上同一事業を営む中小企業者であること。

(補助金の対象利子等)

第4条 補助金の対象となる利子(以下「補助金対象利子」という。)は、次の各号の要件をいずれも満たすものとする。

(1) 設備資金として取扱金融機関から証書貸付により500万円を超える融資を受けた借入金のうち2000万円までの部分(以下「補助金対象借入金」という。)に係るもの。

(2) 補助金対象借入金に係る融資が実行された日から起算して3年以内に支払われたもの。

(3) 国、地方公共団体、国若しくは地方公共団体が50パーセント以上出資する団体又は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人等から利子に対して直接助成を受けないもの。

- 2 前項の補助金対象利子は、延滞利息、保証料、手数料等を含まない。
- 3 補助金対象借入金は、平成25年4月1日から平成32年3月31日までの間に補助金交付対象者と取扱金融機関の間において金銭消費貸借契約が締結され、かつ、これに基づく融資が実行されたものとする。

(補助金の補助率等)

第5条 補助金の補助率は、毎年1月1日から12月31日までの間（以下「算定期間」という。）に支払われた補助金対象利子について、年利率2パーセント以下の部分に相当する額の2分の1とする。

- 2 前項の補助金は、次のとおりとする。

- (1) 年利率が2パーセント以下の場合 補助金対象利子の支払額に2分の1を乗じて得た額

- (2) 年利率が2パーセントを超える場合 補助金対象利子の支払額に2パーセントを年利率で除したものを乗じ、これに2分の1を乗じて得た額

- 3 補助金の限度額は、算定期間ごとに20万円とする。ただし、算定期間が12月に満たないときは、補助金対象利子が支払われた月数を12月で除したものに20万円を乗じた額を限度額とする。

- 4 第2項の規定により算出した補助金に、1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てたものを補助金の額とする。

(補助金の交付制限)

第6条 補助金の交付において、次のいずれかに該当するときは、雲仙市補助金等交付制限取扱指針に基づき、これを制限する。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に雲仙市税（国保税含む。以下同じ。）の未納があるとき。

- (2) 申請者が市外在住者で、住所地の市区町村税（国保税含む。以下同じ。）に未納があるとき。

(補助金の承認申請)

第7条 申請者は、第3条から前条までの規定に該当することの確認を受けるため、所定の書類を添えて、雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の承認申請書の提出は、補助金対象借入金に係る融資が実行された日から起算して60日以内に行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請にかかる補助金の承認の可否を決定し、承認したときは雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金承認書（様式第2号）により、承認しないときは雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 4 前項の承認は、同一申請者において1回限りとする。

(計画変更の申請等)

第8条 前条第3項の規定による承認を受けた者は、その承認内容に変更があるときは、遅滞なく雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請において、変更を承認するときは雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金変更承認書（様式第5号）により、変更を承認をしないときは雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金変更不承認書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請及び実績報告）

第9条 第7条又は前条の規定による補助金承認書の通知を受けた者（以下「承認者」という。）は、算定期間における補助金対象利子について補助金の交付を受けようとするときは、雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第6号）に、規則第3条第4号の規定により次に掲げる書類を添えて、毎年度、当該算定期間の翌年の2月末日までに、市長に提出しなければならない。この場合において、同条第1号及び第2号に規定する書類の添付は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

（1） 取扱金融機関が発行する支払利子証明書（様式第8号）（当該証明書の発行においては、承認者が支払利子証明依頼書（様式第7号）により金融機関に依頼するものとする。）

（2） 雲仙市税の納付状況を当該補助金担当職員が確認することについての同意書

（3） 直近の決算書の写し

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 承認者が算定期間内に次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する算定期間の初日以後支払われた利子は、補助金対象利子としないものとする。

（1） 市内に住所又は主たる事業所を有しなくなったとき。

（2） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立てをしたとき。

3 第1項の交付申請書兼実績報告書は、規則第18条の規定により、規則第3条及び第9条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の補助金交付申請兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときには、交付の決定及び交付すべき補助金の額の確定を行い、雲仙市中小企業設備資金利子助成事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第9号）により承認者に通知するものとする。

2 前項の交付決定及び額の確定通知書は、規則第18条の規定により、規則第5条及び第10条に規定する様式の特例として定めるものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第1項の規定による交付決定及び額の確定の通知を受けた承認者（以下「補助金受給者」という。）は、市長が別に指定する日までに、請求書を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 市長は、前条の請求書を受理した日から起算して30日以内に、補助金受給者に補助金を支払うものとする。

(報告検査)

第13条 補助金受給者は、設備投資に係る減価償却資産の資産計上が、決算に反映されるべき決算年度の終了後6月以内に、市による検査を受けなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認める場合は、補助金受給者に対して報告を求め、又はその職員をして、設備投資に係る場所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の交付手続きの特例)

第14条 この告示による補助金の交付については、規則第17条の規定により、規則第3条、第5条、第9条及び第10条の規定にかかわらず、それぞれ規則第3条及び第9条の手続を併合し、並びに規則第5条及び第10条の手続を併合して行うものとする。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日以後に借り受けた資金から適用する。

(検討)

2 市長は、この告示の施行の日から3年以内に、この告示の運用状況、実施効果等を勘案し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

(経過措置)

3 この告示の施行後平成26年3月31日までに交付決定される補助金において、第5条第1項の規定の適用については、同項中「毎年1月1日から12月31日までの間」とあるのは、「4月1日から12月31日までの間」とする。

附 則 (平成28年3月18日告示第21号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第29号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日告示第20号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。